

そ、無事大衆の自由を以て其の権利を行使し、其の利益を享受し、其の責任を負ふべきである。然るに、此の如き自由を行使するに當り、其の利益を享受するに當り、其の責任を負ふべきである。此の如き自由を行使するに當り、其の利益を享受するに當り、其の責任を負ふべきである。

此の如き自由を行使するに當り、其の利益を享受するに當り、其の責任を負ふべきである。此の如き自由を行使するに當り、其の利益を享受するに當り、其の責任を負ふべきである。此の如き自由を行使するに當り、其の利益を享受するに當り、其の責任を負ふべきである。此の如き自由を行使するに當り、其の利益を享受するに當り、其の責任を負ふべきである。

此の如き自由を行使するに當り、其の利益を享受するに當り、其の責任を負ふべきである。此の如き自由を行使するに當り、其の利益を享受するに當り、其の責任を負ふべきである。

財團法人協調會大阪支所

戦サレツツアル同志會諸君ノ今回ノストライキニ對シテ徹底的ニ  
應援シ援助センコトヲ聲明ス  
市民諸君ヨ！一日モ早ク爭議解決ノ爲メニ共ニ爭議團ヲ援助セヨ  
同志會諸君ヨアクマデ諸君ノ正常ナル目的貫徹ノ爲メニ勇敢ニ抗  
争シテ會社ノ出鼻ヲ××ヤレ  
吾等ハ心カラ諸君ノ勝利ヲ確信スル

大阪市此花區大野町一〇七〇

關西黑旗聯盟